

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月から51年3月まで
② 昭和59年4月から同年12月まで

申立期間①については、私は、国民年金の加入手続を行った時、市役所で国民年金保険料は遡って納付することができること聞き、保険料を遡って納付した。申立期間②については、私が母に保険料を預け、主に母が、私と兄の保険料を積立預金の集金のために定期的に自宅を訪れていた金融機関の職員に渡し、納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、9か月と短期間である上、申立人は、当該期間を除き昭和51年4月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。一方、申立人は、主に申立人の母親が申立人の保険料と一緒に申立人の兄の保険料を納付していたとしているが、申立期間②の兄の保険料は未納である。しかし、当該期間前の保険料の納付状況をみると、申立人は納付済み、兄は未納と記録されている期間もあることから、兄弟二人の保険料の納付行動は必ずしも同一とはいえず、申立期間②の兄の保険料が未納であることをもって申立人も未納であった可能性が高いと結論付けることはできない。また、申立人は、当該期間前後の期間を通して自身の生活に変化は無いと述べており、申立期間②の保険料も前後の期間と同様に納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和52年2月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点で申立期間①の保険料は過年度納付することが可能であり、申立人は、保険料を市役所内の金融機関で遡って納付したとしているが、保険料額の記憶が明確でないほか、納付したとする市役所内の金融機関は、当時は、国庫金として扱われる過年

度分の保険料の収納を行っていなかったと回答している。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C支社からD支社への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社の回答並びに同社から提出されたA社C支社における「50年4月分採用報告書兼登録コード台帳」及び申立人に係る職歴証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和51年4月1日に同社C支社から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和51年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、申立人のA社C支社における資格喪失日を昭和51年3月31日と届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月14日、同年12月15日及び16年7月16日は27万4,000円、同年12月22日は26万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月14日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月16日
④ 平成16年12月22日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社からの賞与の振込みが確認できる資料を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚二人が保有する平成15年及び16年に係る賞与明細書及び預金通帳の記録により、A社では、15年については7月14日及び12月15日、16年については7月16日及び12月22日に賞与が支給されていたことが確認できること、申立人から提出された普通預金口座の「月中取引一覧表」により、これと同日又は翌日付けで、給与とは別に同社からの振込記録（平成15年7月15日及び同年12月16日は24万673円、16年7月16日は24万373円、同年12月22日は23万6,377円の振込み）が確認できることから、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、上記賞与明細書において保険料控除が確認できる上、申立人から提出された平成16年度に係る市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載されている社会保険料額は、オンライン記録における15年の標準報酬月額に見合う社会保険料の年額と同年7月及び同年12月における賞与振込額を基に算出した標準賞与額に見合う社会保険料の

合計額とほぼ一致することから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与振込額を基に算出した賞与額から、平成15年7月14日、同年12月15日及び16年7月16日は27万4,000円、同年12月22日は26万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると、上記同僚二人について、いずれも届出に基づく標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、申立てどおりの賞与額に係る届出を行っていないと認められ、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 52 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 13 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間においても賞与を支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する申立人に係る「平成 17 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、申立期間において、52 万 1,900 円の賞与の支払を受け、標準賞与額 52 万 1,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び社会保険料等の金額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、52 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年11月17日から16年9月1日までの期間、19年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年8月1日から23年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年11月から16年8月までは26万円、19年8月及び22年8月から23年1月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年2月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月まで（ただし、平成22年5月を除く。）は標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年11月17日から23年9月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間

に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 15 年 11 月 17 日から 23 年 2 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人から提出された給与明細票により、申立人は、申立期間のうち、平成 15 年 11 月について、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 15 年 12 月から 16 年 8 月まで、19 年 8 月及び 22 年 8 月から 23 年 1 月までの標準報酬月額については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額から、15 年 12 月から 16 年 8 月までは 26 万円、19 年 8 月及び 22 年 8 月から 23 年 1 月までは 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 16 年 9 月から 19 年 7 月まで及び同年 9 月から 22 年 7 月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成 23 年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、32 万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 22 年 4 月から同年 6 月まで（ただし、平成 22 年 5 月を除く。）は標準報酬月額 36 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

なお、上記給与明細票によると、平成 22 年 5 月（平成 22 年 4 月分）は待機期間とされているところ、年金事務所は、同年 5 月は含めずに定時決定を行う旨回答している。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を 36 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年6月1日から23年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、19年8月は30万円、22年6月は36万円、同年7月から同年12月までは41万円、23年1月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年2月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円、23年5月から同年7月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、同年2月から同年7月までは44万円、同年8月は38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から23年9月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間

に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成18年4月1日から23年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年2月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年8月及び22年6月から23年1月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、19年8月は30万円、22年6月は36万円、同年7月から同年12月までは41万円、23年1月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、複数の同僚から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年4月から19年7月まで及び同年9月から22年5月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年2月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、36万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円、23年5月から同年7月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成23年2月から同年7月までは44万円、同年8月は38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年7月21日から18年9月1日までの期間及び22年8月1日から23年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年7月から18年8月までは26万円、22年8月から23年1月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年2月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月まで（ただし、平成22年4月を除く。）は標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月21日から23年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 16 年 7 月 21 日から 23 年 2 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人から提出された給与明細票により、申立人は、申立期間のうち、平成 16 年 7 月について、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 16 年 8 月から 18 年 8 月まで及び 22 年 8 月から 23 年 1 月までの標準報酬月額については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額から、16 年 8 月から 18 年 8 月までは 26 万円、22 年 8 月から 23 年 1 月までは 38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 9 月から 22 年 7 月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成 23 年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、36 万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 22 年 4 月から同年 6 月まで（ただし、平成 22 年 4 月を除く。）は標準報酬月額 41 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

なお、上記給与明細票によると、平成 22 年 4 月（平成 22 年 3 月分）は待機期間とされているところ、年金事務所は、同年 4 月は含めずに定時決定を行う旨回答している。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間、20年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年8月1日から23年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、19年8月は36万円、20年8月は38万円、22年8月から同年12月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年2月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月まで（ただし、平成22年4月を除く。）は標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月13日から23年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成16年9月13日から23年2月1日までの期間

については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年2月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年8月、20年8月及び22年8月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、19年8月は36万円、20年8月は38万円、22年8月から同年12月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、複数の同僚から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年9月から19年7月まで、同年9月から20年7月まで、同年9月から22年7月まで及び23年1月について、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年2月から同年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、34万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月まで（ただし、平成22年4月を除く。）は標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

なお、上記給与明細票によると、平成22年4月（平成22年3月分）は待機期間とされているところ、年金事務所は、同年4月は含めずに定時決定を行う旨回答している。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年8月1日から23年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、19年8月は38万円、22年8月から23年1月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成23年2月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月まで（ただし、平成22年4月を除く。）は標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から23年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 17 年 4 月 1 日から 23 年 2 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 19 年 8 月及び 22 年 8 月から 23 年 1 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、19 年 8 月は 38 万円、22 年 8 月から 23 年 1 月までは 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、複数の同僚から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 4 月から 19 年 7 月まで及び同年 9 月から 22 年 7 月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成 23 年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、34 万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 22 年 4 月から同年 6 月まで（ただし、平成 22 年 4 月を除く。）は標準報酬月額 36 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

なお、上記給与明細票によると、平成 22 年 4 月（平成 22 年 3 月分）は待機期間とされているところ、年金事務所は、同年 4 月は含めずに定時決定を行う旨回答している。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を 36 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年7月1日から7年8月14日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月14日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から7年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成7年9月末日まで勤務し、給与から社会保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年7月1日から7年8月14日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、同年8月31日までA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年8月1日より後の同年8月14日付けで、6年10月の定時決定が取り消され、遡って同年7月1日と記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成6年7月1日に被保険者資格を喪失している者が申立人を除き10人確認できるところ、その全員について、申立人と同様に、同年10月の定時決定が取り消され、遡って喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、上記遡及処理日において、A社は、厚生年金保険の適用事業所でないところ、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、法人事業所であることが確認でき、当該遡及処理前の記録から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認

められないことから、申立人のA社における資格喪失日を当該処理日である平成7年8月14日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年6月の社会保険事務所の記録及び上記取消し前の同年10月の定時決定の記録から、47万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成7年8月14日から同年10月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人が、同年8月31日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、A社における資格喪失日が平成6年7月1日以降であることが確認できる従業員のうち連絡先が判明した15人に照会したところ、7人から回答があったが、当該期間における保険料控除を確認できる資料を保有している者はいなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの期間及び61年4月から平成5年12月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年4月から55年3月まで
② 昭和61年4月から平成5年12月まで

私は、昭和53年5月頃、友人の勧めもあり区役所で国民年金保険料の免除申請手続を行い、以後、厚生年金保険加入期間を除き7年以上にわたって毎年免除申請手続を行ってきた。申立期間が申請免除期間ではなく、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年5月頃、区役所で国民年金保険料の免除申請手続を行ったとしているが、申立期間の免除申請に係る承認通知書を受け取った記憶が明確でないことなどから、当時の免除申請手続の状況が不明である。

また、申立人が居住している区では、昭和46年10月から国民年金の被保険者記録が電算管理され、この電算管理移行後は、年度別納付状況リスト等の資料に基づいて事務処理が行われており、59年5月10日時点の当該リストによると、申立期間①直後の55年4月から59年3月までの期間については、申立人は保険料の納付を免除されていたことが確認できるが、申立期間①の保険料は未納と記録されている。

さらに、申立人に対して平成4年6月5日に過年度保険料の納付書が発行されていることがオンライン記録で確認できることから、少なくとも同日の時点において、申立期間②のうちの一部期間は未納となっていたと考えられる。

加えて、申立人は、7年以上免除申請手続を行っていたと述べているところ、現在、申立人の申請免除期間は、昭和55年4月から同年10月までの期間のみとなっているものの、申立人は、当初同年4月から60年3月までの保険料を免除されており、55年11月から61年3月までの期間が厚生年金保険加入期間であったために、平成20年2月22日に記録整備が行われていることが年度別納付状況リスト及びオンライン記録から確認できることから、昭和55年4月から5年間にわたって免除申請手続を行っていたことは確認できるが、申立期間において、免除申請手続が行われていた形跡は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで
私の義父は、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、申立期間後の昭和38年8月17日に申立人の夫及び義弟と連番で払い出されたと確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち36年4月から同年6月までの期間は時効により保険料を納付することができないほか、同年7月から38年3月までの期間は、申立人は、義父が当該期間の保険料を遡って納付したかどうかは聞いていないと述べている。

さらに、申立人夫婦と連番で手帳記号番号が払い出されている義弟は、申立期間の保険料が未納である。

そのほか、申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の父は、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、申立期間後の昭和38年8月17日に申立人の妻及び弟と連番で払い出されたと確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち36年4月から同年6月までの期間は時効により保険料を納付することができないほか、同年7月から38年3月までの期間は、申立人の妻は、申立人の父親が当該期間の保険料を遡って納付したかどうかは聞いていないと述べている。

さらに、申立人夫婦と連番で手帳記号番号が払い出されている弟は、申立期間の保険料が未納である。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 49 年 3 月まで
私は、昭和 50 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行い、市役所職員から「今でしたら 20 歳まで遡って国民年金保険料を納付できます。」と教わったため、保険料を遡って一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を遡って一括納付したとする昭和 50 年 1 月時点において、申立期間のうち 43 年 5 月から 47 年 9 月までの保険料は特例納付により、同年 10 月から 49 年 3 月までの保険料は過年度納付により、納付が可能であるところ、申立人は、遡って保険料を納付する際に、納付書を添えなかったと述べている。しかしながら、「国民年金法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う実施事務の取扱いについて」（昭和 48 年 12 月 26 日付け社会保険庁国民年金課長通知）によると、「特例納付の保険料について納付の申出があったときは、大蔵省令に定める納付書によって納付させること。」とされており、納付書によらず遡って保険料を納付したとする申立人の主張は、特例納付に係る事務の取扱いと相違する。

また、申立人は、一括納付したとする保険料額及び納付場所等の納付状況に関する記憶が明確でない。

さらに、申立人の所持する昭和 50 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている「社会保険料の金額」は、昭和 50 年度の国民年金保険料及び申立人の同年度の国民健康保険税を合算した金額と一致しており、50 年当時、遡って納付が可能であった申立期間の保険料の金額は含まれていないことが確認できる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年10月までの期間、50年6月から53年1月までの期間及び同年8月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年6月から49年10月まで
② 昭和50年6月から53年1月まで
③ 昭和53年8月から54年3月まで

私の父は、私が20歳になった昭和48年頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を定期的に区役所や金融機関で納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、昭和54年9月26日に払い出されたと確認でき、当該払出時点で、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間③及び申立期間②のうち52年7月から53年1月までの保険料は過年度納付により、申立期間②のうち50年6月から52年6月までの保険料及び申立期間①の保険料は第3回特例納付により遡って納付することとなると考えられるが、申立人は、父親から保険料を遡って納付したとは聞いていないと述べている。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は明確でなく、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年頃から 60 年頃までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年頃から 60 年頃まで
私の元妻は、申立期間当時、納付書で毎月、夫婦の国民年金保険料を納付していた。また、私も保険料を納付に行ったことがあるのを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身で国民年金の加入手続を行った記憶は無く、申立人の元妻が申立人の加入手続を行ったかどうかは分からないと述べており、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、これまで年金手帳を所持していた記憶は無く、元妻が申立人の年金手帳を管理していたという話も聞いていないと述べているなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付にほとんど関与しておらず、保険料の納付をしていたとする元妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、元妻も、昭和 44 年度を除き国民年金加入期間中の保険料は全て未納である。

そのほか、申立人及びその元妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では営業職で正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に営業職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の事業主は、「会社は既に倒産し、当時の資料も保管していない。また、申立人を記憶しておらず、当時の社会保険の取扱いについても記憶していないため、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の加入状況については不明である。」と供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人が記憶している同職種の同僚2人と職種の異なる同僚3人の計5人のうち、同職種の2人と職種の異なる1人の計3人の被保険者記録を確認できないことから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、上記3人については、上記被保険者名簿に被保険者記録が無いため、連絡先が不明であり、残りの2人については、死亡又は連絡が取れないことから、これらの者から申立人のA社における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿により、申立期間において被保険者記録が確認できる従業員8人に申立人の勤務状況等について照会したところ、回答のあった4人のうち、1人は申立人のことを記憶していたが、同人は、申立人の勤務状況及び勤務期間を記憶しておらず、また、回答のあった4人全員が、A社における厚生年金保険の取扱いについて

不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月1日から25年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社にはプレス工として申立期間も勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和27年7月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、被保険者であったことが確認できる従業員に申立人の申立期間における勤務状況及び同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった全員が不明であるとしており、これらの者から申立人の申立期間における勤務状況及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立期間当時、A社において給与事務を担当していた従業員は、厚生年金保険被保険者証が交付される前に給与から厚生年金保険料を控除することはなかった旨供述している。

加えて、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人のA社における記号番号の払出日は昭和25年9月15日であり、資格取得日は同年9月1日とされているところ、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人に係る資格取得日は同年9月1日とされており、当該払出簿、被保険者名簿及び被保険者台帳における申立人の被保険者記録に不自然な点は認められない。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 10 日から 36 年 10 月 2 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 35 年 4 月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び従業員の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が申立期間にA社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は死亡している上、取締役の一人は、同社は既に閉鎖しており、確認できる資料等は何も無いため、申立期間当時のことは分からない旨供述していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

また、申立期間前後にA社で厚生年金保険の資格を取得している複数の従業員は、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が一致していないことから、同社は、申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる上、複数の従業員は、厚生年金保険に加入していない期間について、給与から保険料は控除されていなかった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24616 (事案 13724 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 8 月 25 日まで
② 昭和 44 年 10 月 27 日から 45 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、同社での勤務が確認できず、保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないとの理由により、記録訂正ができない旨の通知があった。

前回は、申立事業所をA社として申し立てたが、その後、それは自身の記憶違いであることに気付いたので、今回は申立事業所をB社として申立てを行う。同社には昭和 43 年 3 月高校卒業後に正社員として入社し、45 年 4 月に大学に入学するまで勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人のA社での勤務が確認できず、また、厚生年金保険料の事業主による給与からの控除についても、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、既に年金記録確認C地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 22 年 12 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、前回の申立てにおいて申立事業所をA社としたのは自身の記憶違いであることに気付いたので、申立事業所をB社とし、自身が同社のD博の警備業務を紹介した者の供述を新たな情報として再調査を希望している。

しかしながら、当委員会において上記情報を含め、改めて調査したところ、申立人のB社における雇用保険の加入記録と厚生年金保険の被保険者記録は符合しており、申立期間当時、同社で厚生年金保険の被保険者記録の確認できる従業員 12 人に申立人の勤務状況等を照会し、7人から回答があったが、いずれも申立人を知らない旨回答してい

る上、申立人より紹介を受けたとする者は、同社においてD博の警備のアルバイトとして雇ってもらった旨供述しているが、複数の従業員が、同社はD博では清掃業務のみ行っており、警備業務は行っていなかった旨供述していることから、申立人の申立期間①及び②の勤務を確認することができない。

また、複数の従業員が、申立期間当時、B社では社会保険に加入していない者がいた旨供述しており、申立人と同職種だったとする従業員は、自身の同社での勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致していない旨供述している。

以上のことから、申立人の主張は、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料や情報は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。